

2025年12月9日改定

My Digital Connect 利用者規定

本規定は、当社が、登録会員等に対し付帯サービスとして提供するWEBサービス「My Digital Connect」に関し、必要な事項を定めるものです。本サービスのご登録にあたっては、本規定をよくお読みください。

第1条 (定義)

1 本規定において、以下の各号に定められた語句は、それぞれ当該定められた意義を有するものとします。

- | | |
|------------|--|
| (1) カード等 | カード会員契約に基づき当社が発行するクレジットカードまたは付与するカード情報をいいます。 |
| (2) 会員規約 | カード会員契約であってこれに基づき登録カード等が発行されまたは付与されたものの内容となる会員規約をいいます。 |
| (3) 個人会員規約 | 当該会員規約の名称の如何にかかわらず、専ら個人との間で締結されるカード会員契約の内容となることを予定するものであって主として生計費決済を目的としてカード等が利用されるものとして当社が指定するものをいいます。 |
| (4) 当社 | 三菱UFJニコス株式会社または同社が別途指定するクレジットカード発行会社であって、カード等を登録会員等となろうとする者に対して発行したまたは付与するものをいいます。 |
| (5) 登録カード等 | カード等のうち登録会員等がWEBサービスの利用者登録に際して指定したカード等をいいます。 |
| (6) 登録会員等 | 当社所定の手続に従いWEBサービスの利用者登録を受けている者をいいます。 |
| (7) 登録本人会員 | 登録会員等のうち登録カード等の発行または付与を受けた地位が、個人会員規約を内容とするカード会員契約を締結した者であるものをいいます。 |
| (8) 法人会員規約 | 当該会員規約の名称の如何にかかわらず、法人または個人事業主の役員、使用人その他これらに準ずる者がカード等を利用できることを定めた会員規約をいい、当該法人等がカード等の利用に基づき支払義務を負担することを定めるものであって当社が指定するものを法人会員規約（ビジネスカード用）と、カード等を利用する個人が当該支払義務を負担することを定めるものであって当社が指定するものを法人会員規約（コーポレート用・個人決済型）といいます。 |

2 会員規約中に定められた語句は、本規定中に別異に定められている場合を除き、会

員規約に定められた意義を有するものとします。

第2条 (本規定の適用および会員規約との関係)

- 1 当社の WEB サービスについては、本規定が適用されます。
- 2 本規定に別段の定めがある条項を除き、本規定に定められた事項は WEB サービスに関し会員規約に優先して適用されるものとします。
- 3 WEB サービスに関し本規定に定めがない事項で会員規約に定めがある事項は、会員規約の規定が適用されるものとします。

第3条 (WEB サービス利用資格)

WEB サービスの利用は、登録会員等に限って行うことができるものとします。ただし、WEB サービスのうちご利用明細の提供については、登録会員等の地位を喪失した後も、当社所定期間利用できる場合があります。

第4条 (WEB サービス利用者登録)

- 1 WEB サービス利用者登録（以下「登録」といいます。）は、当社がカード等を発行または付与する者であって以下の各号のいずれかに該当するものに限って受けることができるものとします。
 - (1) 個人会員規約または法人会員規約（コーポレート用・個人決済型）を内容とするカード会員契約に定められた会員
 - (2) 法人会員規約（ビジネスカード用）を内容とするカード会員契約に定められたカード使用者等
- 2 会員（前項第 2 号のカード会員契約の会員を除きます。以下本条において同じ。）またはカード使用者等（会員またはカード使用者等となろうとする者を含みます。）が登録会員等となろうとする場合には、当社 WEB サイトからカード等を指定して登録を申し込むものとします。
- 3 前項の申込は、当社 WEB サイト上の所定のページに必要事項をもれなくかつ正確に入力して行うものとします。
- 4 当社は、第 2 項の申込を承諾する場合には、登録会員等に対し ID を通知するものとします。この場合において、登録会員等となろうとする者が会員またはカード使用者等である場合には、当該 ID の通知の時点で登録会員等となるものとし、会員またはカード使用者等となろうとする者である場合には、当社がその者の入会等またはカード使用者等とすることを承認しその旨を通知した時点または当該 ID を通知した時点のいずれか遅い時点で登録会員等になるものとします。

第5条 (WEB サービスで提供されるサービス)

- 1 WEB サービスにより、登録会員等は、登録カードに係るカードの利用可能枠の照会その他の当社所定のサービスを受けることができるものとします。
- 2 WEB サービスにより、登録本人会員は、前項のサービスに加え、登録カードに係る以下のサービスその他の当社所定のサービスを受けることができるものとしま

す。

(1)電磁的記録の提供の方法によるご利用明細の受領

(2)ポイントの交換申請

(3)登録本人会員の住所、電話番号等の変更の申し出

- 3 前二項の規定にかかわらず、カード発行会社またはカード等の別などにより、提供を受けられないサービスがあります。

第6条 (WEB サービスの利用)

- 1 登録会員等が WEB サービスを利用する場合には、ID およびパスワードを入力して行うものとします。
- 2 登録会員等は、WEB サービスの利用にあたり、当社 WEB サイト上に掲出される当社 WEB サイト利用に関する注意事項に従わなければなりません。

第7条 (ID およびパスワードの管理等)

- 1 登録会員等(登録会員等となるうとする者を含みます。以下本条において同じ。)は、WEB サービスで用いるパスワードを指定するにあたり、登録会員等の身の回りから推知されやすいもの、字数の少ないものおよび規則性のあるものなど、脆弱なパスワードを指定してはならないものとします。
- 2 登録会員等は、ID およびパスワード(ワンタイムパスワードを含みます。以下本条から第 9 条までにおいて同じ。)を当該登録会員等以外の者に伝えまたは当該登録会員等以外の者に利用させてはならないものとします。また、ID およびパスワードにつき他人に知られることがないよう、善良なる管理者の注意をもって選択(ワンタイムパスワードを除きます。)、使用および管理するものとします。

第8条 (ID およびパスワードが不正利用されたおそれがある場合)

登録会員等は、登録会員等の ID およびパスワードが不正に利用されるおそれが生じた場合には、ただちに当社にその旨を届け出るとともにパスワードを変更するものとします。また、この場合、当社の指示があるときには当該指示に従うものとします。

第9条 (ID およびパスワードが利用された場合の登録会員等の責任)

- 1 ID およびパスワードが用いられて WEB サービスが利用された場合には、当社は、当該 ID に係る登録会員等により WEB サービスが利用されたものとみなすことができるものとします。
- 2 前項に定められた場合には、当社はこれにより登録会員等に損害が生じたときであっても賠償の責を負わないものとします。
- 3 前項の規定は、当社に故意または過失がある場合には適用されないものとします。ただし、登録会員等が事業としてまたは事業のために WEB サービスを利用する場合にはこの限りではありません。
- 4 第 1 項から第 3 項までの規定にかかわらず、クレジットカード本人認証サービスの利用の場合に ID およびパスワードが用いられたときの責任は、会員規約の定める

ところによるものとします。

第10条 (登録事項の変更の届出)

登録会員等は、第4条（WEBサービス利用者登録）第2項に定めるところにより当社に申告した事項に変更が生じたときには、遅滞なくその旨および変更後の内容を届け出るものとします。

第11条 (サービス提供の停止)

当社は、システムメンテナンスのために必要ある場合、停電もしくは通信障害が生じた場合その他当社の業務上必要がある場合には、予告なくWEBサービスの提供を停止することができるものとします。

第12条 (サービス内容等の変更および廃止)

- 1 当社は、当社がWEBサービスの内容または提供方法につき、相当の予告期間をもって当社WEBサイト上で公表することにより、その内容もしくは利用できる登録会員等の範囲を変更またはこれを廃止することができるものとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、セキュリティその他のやむを得ない理由がある場合には予告期間を設げずWEBサービスにつきその内容を変更または廃止することができるものとします。

第13条 (WEBサービス登録の抹消)

登録会員等は、当社所定の窓口に申し出ることにより、いつでも本サービスの利用登録を抹消することができるものとします。

第14条 (WEBサービス登録の取消等)

- 1 当社は、登録会員等に以下の各号のいずれかの事由があるときには、何らの催告をすることなく、当該登録会員等のWEBサービス登録を第1号の事由にあっては取り消すことができるものと、第2号の事由にあっては取り消すものとします。
 - (1) 登録会員等が登録カード等につき第4条（WEBサービス利用者登録）第1項に定める会員またはカード使用者等の地位を喪失したこと。
 - (2) 第4条第2項に定める登録が当該登録に係る会員またはカード使用者等の意思に基づかないものであったこと。

当社は、前項第2号に該当するおそれがあると認めるときには、当該事由が解消されるまでの間、当該登録会員等によるWEBサービスの利用を停止することができるものとします。

2025年12月9日改定

WEB明細チェック利用規定

本規定は、当社が、ご利用明細書の送付に代えてWEB明細の方法で所定事項を提供するための登録手続その他本サービスの実施に関する細目等に関し必要な事項を定めるものです。本サービスの利用登録にあたっては、本規定をよくお読みください。

第1条（定義）

- 1 本規定において、以下の各号に定められた語句は、それぞれ当該定められた意義を有するものとします。

(1)	カード	会員規約を内容とするカード会員契約に基づき当社が発行するクレジットカードであって登録会員が貸与されているものをいいます。
(2)	会員規約	当社が締結するクレジットカード会員契約に適用されることを予定して当社が準備したクレジットカード会員規約をいいます。
(3)	対象会員	会員規約を内容とするカード会員契約に基づきカードの貸与を受けている者かつWEBサービスの利用登録を受けているものをいいます。
(4)	当社	三菱UFJニコス株式会社または同社が別途指定するクレジットカード発行会社であって、カードを登録会員となるうとする者に対して発行するものをいいます。
(5)	登録カード	カードのうち登録会員がWEBサービスの利用登録に際して指定したカードをいいます。
(6)	登録会員	対象会員であって、本サービスの利用登録を受けているものをいいます。
(7)	本サービス	会員規約に定めるところに従い、ご利用明細書の送付に代えてWEB明細を提供するとともに、当社から、ご利用明細の内容が確定した旨の通知を、登録会員があらかじめ当社に対して申告したメールアドレス宛に送付することを内容とするサービスをいいます。

- 2 My Digital Connect 利用者規定中または会員規約中に定められた語句は、本規定中に別異に定められている場合を除き、My Digital Connect 利用者規定に定められている語句にあっては My Digital Connect 利用者規定に定められた意義を、My Digital Connect 利用者規定に定めがなく会員規約に定められた語句にあっては会員規約に定められた意義をそれぞれ有するものとします。

第2条（本規定の適用および会員規約等との関係）

- 1 当社の本サービスについては、本規定、My Digital Connect 利用者規定および会員規約が一体として適用されます。
- 2 本規定に別段の定めがある条項を除き、本規定に定められた事項は、本サービスの提供を受けるための利用登録に関し会員規約に優先して適用されるものとします。
- 3 本サービスの利用登録に関し本規定に定めがない事項で My Digital Connect 利用者規定または会員規約に定めがある事項は、My Digital Connect 利用者規定に定められている事項については同規定が、My Digital Connect 利用者規定に定めがなく会員規約に定めがある事項については、会員規約の規定が適用されるものとします。

第3条（本サービスの利用資格および利用者登録資格）

- 1 本サービスは、登録会員に限って受けることができます。
- 2 本サービスの利用登録は、対象会員に限って受けることができるものとします。

第4条（本サービスの利用登録手続）

- 1 対象会員（対象会員となるとする者を含みます。）が登録会員となるとする場合には、当社 WEB サイトからカードを指定して利用登録を申し込むものとします。
- 2 前項の申込は、当社 WEB サイト上の所定のページに必要事項をもれなくかつ正確に入力して行うものとします。
- 3 当社は、第 2 項の申込を承諾する場合には、登録会員に対しその旨を通知するものとします。この場合において、登録会員となるとする者が対象会員である場合には、当該通知の時点で登録会員となるものとし、会員となるとする者である場合には、当社がその者の入会を承認しその旨を通知した時点または第 2 項の申込の承諾を通知した時点のいずれか遅い時点で登録会員になるものとします。

第5条（本サービスの実施）

- 1 当社は、毎月の締切日後おおむね 10 日以内に、次回の約定支払日に係る WEB 明細を当社サーバーの登録会員専用サイトで登録会員が閲覧およびダウンロードすることができる方法で提供します。当該 WEB 明細の提供は、pdf 形式または csv ファイル形式で行うものとします。
- 2 当社は、登録会員が前項のファイルをダウンロードできるようになったときには、遅滞なくその旨を登録会員に対し、登録会員が WEB サービス利用登録の際当社に申告したメールアドレス（当該アドレスが変更された旨の届出があったときには変更後のアドレス）にあてて通知するものとします。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、会員規約に別段の定めのある場合または当社が別に定める場合には、当社は、ご利用明細を郵送することができるものとします。

第6条（サービス提供の停止）

当社は、システムメンテナンスのために必要ある場合、停電もしくは通信障害が生じ

た場合その他当社の業務上必要がある場合には、予告なく本サービスの提供を中止することができるものとします。

第7条（サービス内容等の変更および廃止）

- 1 当社は、当社が本サービスの内容または提供方法につき、相当の予告期間をもって当社 WEB サイト上で公表することにより、その内容もしくは利用できる登録会員を変更しましたはこれを廃止することができるものとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、セキュリティその他のやむを得ない理由がある場合には予告期間を設けず本サービスにつきその内容を変更しましたは廃止することができるものとします。

第8条（本サービスの利用登録の抹消）

- 1 登録会員は、当社所定の窓口に申し出ることにより、いつでも本サービスの利用登録を抹消することができるものとします。
- 2 登録会員が本サービスの利用登録を抹消したときには、以後、当該会員に対し、会員規約に定めるところに従いご利用明細書が送付されるものとします。ただし、お申し出の時期によっては、ご利用明細書の送付が、お申し出後最初に到来する約定支払日の翌月の約定支払日に係るものから開始される場合があります。
- 3 前項本文の場合、登録会員であった者は、会員規約に定めるところに従いご利用明細書の発行および送付にかかる手数料をご負担いただきます。

第9条（本サービスの利用登録の取消等）

- 1 当社は、登録会員に以下の各号のいずれかの事由があるときには、何らの催告をすることなく、当該登録会員の本サービスの利用登録を取り消すものとします。
 - (1) 退会その他の理由により登録会員が本サービスの利用登録に係るカードの会員資格を喪失したこと。
 - (2) 第4条（本サービスの利用登録）第1項に定める利用登録が当該利用登録に係る会員の意思に基づかないものであったこと。
 - (3) 登録会員の WEB サービスの利用登録が抹消され取り消されたこと。
- 2 当社は、前項第2号に該当するおそれがあると認めるときには、当該事由が解消されるまでの間、当該登録会員による本サービスの利用を停止することができるものとします。

2025年12月9日改定

MDCアプリ利用規約

第1条（規約の目的および適用等）

- 本規約は、スマートフォン端末（以下、「端末」といいます）に用いられる専用のアプリであって、三菱UFJニコス株式会社（以下、「当社」といいます）が提供・運営するMDCアプリ（以下、「本アプリ」といいます）について、利用に関する条件を本アプリの利用者（以下、「利用者」といいます）と当社との間で定めるものです。
- 利用者は、本規約の内容を承諾し同意した上で本アプリを利用するものとします。
- 利用者は、本規約を遵守して本アプリを利用するものとします。

第2条（利用条件等）

- 利用者は、次の各号の全てを満たす方に限ります。
 - 当社または当社が別途指定するクレジットカード発行会社が発行するクレジットカードの個人会員（除く家族会員）資格を有すること
 - 当社のWEBサービス「My Digital Connect」のID・パスワードを有すること
- 本アプリの利用にあたっては、本アプリを利用するためのパスコード（以下、「パスコード」といいます）を当社所定の手続きに従い、登録する必要があります。利用者は、以下の各号の注意事項を遵守するものとします。
 - 生年月日や電話番号、連続した数字等の第三者から推測されやすいパスコードは避け、第三者に知られないように管理するものとします。また、他の重要なサービスで設定しているパスワード、暗証番号とは異なる値を設定するものとします。
 - パスコードが第三者に知られた場合、または、その恐れがある場合は、すみやかに当社所定の手続きに従い、変更するものとします。
 - パスコードを失念した場合は、当社所定の手続きに従い、再度利用登録を行う必要があります。登録を行わなかったことにより利用者に生じた損害について、当社に故意または過失がある場合を除き、当社は責任を負いません。

第3条（指定端末）

本アプリを利用できる端末は、当社所定の端末（以下、「指定端末」といいます）に限ります。指定端末であっても、端末の利用状態等によっては本アプリが正常に動作せず利用できない場合があります。

第4条（指定端末およびパスワード等の管理）

- 利用者は、本アプリの利用にあたり、パスコード、本アプリをダウンロードした指定

端末の利用に必要となる端末固有のパスワード等の認証情報および当該指定端末を厳重に管理する義務を負い、これらの使用について一切の責任を負うものとします。

2. 利用者は、本アプリをダウンロードした指定端末を紛失し、または盗難被害にあった場合には、直ちに当社に連絡し、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。
3. 利用者は、本アプリをダウンロードした指定端末を変更もしくは売却または通信事業者との契約解除等を行う場合には、当該端末から本アプリを削除するものとします。
4. 当社は、本アプリをダウンロードした指定端末およびパスコードを用いてなされた一切の行為について、当該端末およびパスコードにかかる利用者自身が行ったものとみなし、利用者は、これを承諾するものとします。
5. 本条第1項に従った管理の不十分、使用上の過誤または第三者の不正利用等当社の責によらない事由に起因する損害については、当社は、一切の責任を負わないものとします。
6. 利用者は、当社を騙った不正なサービスに十分に注意することとします。

第5条（本アプリの停止・変更等）

1. 当社は、本アプリを不正に利用されるおそれがあると当社が判断した場合、利用による利用が本規約に違反する場合、その他当社、当社が別途指定するクレジットカード発行会社または第三者に対して明らかに不利益を与えると当社が認めた場合等、利用者が本アプリにログインすることにより提供を受けるサービスを適切に実施するために必要と認めたときは、利用者の承諾および事前告知なしに、本アプリの提供の停止、中止または一時的な中断、内容変更、利用制限、バージョンアップ、終了等を行うことがあります。
また、当社の都合により、当社は、利用者の承諾および事前通知なしにいつでも、本アプリの全てまたは一部の提供の停止、中止または一時的な中断、内容変更、利用制限、バージョンアップ、終了等の措置を講じることができます。
これによって利用者または第三者に損害が生じても、当社に故意または過失がある場合を除き、当社は責任を負いません。
2. 前項により本アプリの提供の停止、中止または一時的な中断がなされている場合であっても、利用者は、当社のWEBサービスに関する規定に基づき、当社のWEBサービスを利用することができます。

第6条（利用者情報の取扱い）

当社は、利用者が本アプリを利用するにあたり当社に対し提供した情報およびその他利用者の本アプリの利用に関する情報を、当社の通常の営業活動や利用者に有益と思われる情報提供のために利用することができるものとします。

第7条（当社からの連絡）

当社は、本アプリに関する情報をメール、プッシュ通知など、当社が適当と判断した方法によって利用者に連絡することができるものとします。なお、利用者は当社からのプッシュ通知の受取を選択できます。

第8条（免責事項）

1. 当社は、本アプリの作動に関する完全性および本アプリを通じて利用者が取得する情報の完全性、正確性、確実性、有用性などについて、いかなる保証も行いません。また、これらによって利用者が受ける一切の不利益について、当社に故意または過失がある場合を除き、当社は責任を負いません。
2. 本アプリの利用を開始すると、本アプリの機能により当社のWEBサービスに自動ログインが行われる場合があります。そのため、一定期間アプリを起動しない状態でも、当社のログイン履歴等が更新される場合や、別のブラウザで同時にログインできない場合があります。
3. 当社は、本アプリの作動にかかる不具合（表示情報の誤謬・逸脱等）、本アプリが指定端末に与えた影響および利用者が本アプリを正常に利用できることにより生じた一切の損害について、当社に故意または過失がある場合を除き、いかなる責任も負わないものとします。
4. 利用者は、本アプリを利用することを通じて第三者に対し損害を及ぼした場合、すべて、利用者と当該第三者との間で問題解決をするものとし、当社は、これについて一切関与せず、何らの責任も負わないものとします。
5. その他、当社は、以下に掲げる各損害についていかなる責任も負わないものとします。
 - (1) 利用者が不正に改造された指定端末を利用したことに起因する損害
 - (2) インターネット利用回線やコンピュータ等、利用者が使用する機器、ソフトウェア・ハードウェアの動作障害に起因する、本アプリにかかるシステムの中止、遅滞、中止、データの消失、データへの不正アクセス、その他本アプリ利用に関して生じた損害
 - (3) ダイヤルアップ接続や不正アクセス、その他本アプリの利用の際に発生した電話会社または各種通信業者より請求される費用等の損害
 - (4) 本アプリに対してリンクしている他社が運営するアプリ、ウェブサイト等に起因する損害
 - (5) その他、当社に故意または過失がある場合を除き、本アプリの利用に関連し生じた損害

第9条（禁止事項）

利用者は、本アプリの利用にあたり、以下の事項に該当する行為もしくはそのおそれのあ

る行為、またはそれに類似する行為を行ってはならないものとします。

- (1) 法令または公序良俗に違反する行為
- (2) 当社もしくは第三者の著作権、知的財産権、その他の権利または利益を侵害する行為
- (3) 本アプリの運営または当社の営業を妨害する行為（システムその他の設備に過大な負荷を与える行為を含む）
- (4) 当社の名誉または信用を毀損する行為
- (5) プログラムの改変、リバースエンジニアリングその他の解析行為
- (6) 第三者のIDまたはパスワードを不正に使用する行為
- (7) 第三者の権利・プライバシーを侵害する行為
- (8) 商業目的（使用、複製、複写、販売等）で本アプリを利用する行為（本アプリを私的利用以外に用いる行為を含む）
- (9) その他、本アプリの利用目的に照らして当社が不適切と判断する行為

第10条（権利帰属）

本アプリにおいて、掲載されたすべての内容（情報、商標、デザイン等）の著作権、その他一切の知的財産権は当社または当社に権利の使用を許諾したライセンサーに帰属します。利用者は、当社およびライセンサーの許諾を得ずに無断で使用、複製、改変することを禁じます。

第11条（その他注意事項）

- 1. 利用者は、本アプリをダウンロードする際、ダウンロードサイトの利用規約等を遵守するものとします。
- 2. 本アプリのダウンロード時、アップデート時または利用時にかかる通信料は、利用者が負担するものとします。

第12条（規約の変更）

当社は、以下の各号のいずれかの事由に対応するためその他の必要があるときには、民法に定めるところに従い、あらかじめ、本規約を変更する旨、変更内容およびその効力発生時期を、当社ウェブサイトに公表する方法その他の相当な方法によって利用者に周知することにより、本規約を変更することができるものとします。

- (1) 社会情勢または経済状況の変動
- (2) 法令、自主規制機関の規則または国際ブランドのルールの変更
- (3) 当社の業務またはシステムの変更

第13条（準拠法）

本規約の効力、履行および解釈に関しては、すべて日本法が適用されるものとします。

第14条（他の規約の準用等）

1. 利用者には、本規約のほか、当社または当社が別途指定するクレジットカード発行会社が定める他の規約が適用されます。ただし、当社または当社が別途指定するクレジットカード発行会社の他の規約と本規約の内容が一致しない場合については、本規約が優先的に適用されるものとします。
2. 本アプリを介しアクセスする当社のWEBサービスの利用等に関し、本規約に定めていない事項については、当社の他の規約等の定めを準用します。
3. 本アプリを介しアクセスする当社以外のWEBサービスの利用等については、当社以外の者が定める当該サービスに関する規定が適用されることがあります。

第15条（合意管轄）

本アプリに関する紛争については、利用者の住所地および当社の本社、各支店、営業所を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を管轄裁判所とします。

グローバルポイント利用規程

第1条(本規程)

- 1 本規程は、会員規約(第2条第1号に定義)を承認のうえ、三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)または三菱UFJニコスが指定するカード発行会社に入会を申込み(以下会員が入会を申込んだ会社を「当社」といいます。)、当社が入会を承認した会員が本カードにより商品・権利の購入またはサービスの提供を受けるショッピングを利用した場合に、そのショッピングの利用代金(以下「ショッピング利用代金」といいます。)に応じて、当社が本会員に対して付与する「グローバルポイント」の内容およびその特典(以下総称して「本サービス」といいます。)を会員が受けたための条件等を定めたものです。
- 2 会員は、本サービス以外に当社が別に提供するポイントプログラムの提供を受けることができません。
- 3 会員には、プラチナ会員、ゴールド会員、プレミオ会員、ゴールドエッジ会員、一般会員、学生カード会員等の区分(以下「会員区分」といいます。)があり、会員区分により別途特約がある場合は、その特約に従うものとします。

第2条(定義)

本規程で使用する用語の定義は次の各号に定めるとおりとし、本規程において特に定めのない場合は会員規約上の定義によるものとします。

- (1) 「会員規約」とは、当社が定める個人会員に係る会員規約、および法人会員規約(ビジネスカード用)をいいます。
- (2) 「本カード」とは、会員規約においてカードと定義されているクレジットカードをいい、そのうち、個人会員に係る会員規約に規定するクレジットカードを「個人カード」、法人会員規約(ビジネスカード用)に規定するクレジットカードを「法人カード」といいます。
- (3) 「会員」とは、本カードを当社より貸与された、個人カードの本人会員および家族会員、法人カードの会員およびカード使用者等をいいます。
- (4) 「本会員」とは、個人カードの本人会員および法人カードの会員をいいます。
- (5) 「グローバルポイント」とは、会員によるショッピング利用代金に応じて、当社所定の計算に従い、当社が本会員にポイント(以下「ポイント」といいます。)を付与するプログラムをいいます。

第3条(グローバルポイントの内容)

1. 家族会員(個人カードの場合)のショッピング利用代金については、本会員のショッピング利用代金と合算のうえ、本会員にポイントを付与します。また、カード使用者等(法人カードの場合)のショッピング利用代金については、本会員にポイントを付与します。
2. 次の各号に定める代金については、ポイント付与の対象とするショッピング利用代金から除かれるものとします。また、第7条に定めるグローバルPLUSの集計対象とするショッピング利用代金および第9条に定めるバースデーポイントの付与対象とするショッピング利用代金についても同様とします。
 - (1) 会員区分がプラチナ会員、ゴールド会員、プレミオ会員以外の本カードの年会費
 - (2) 当社が提供するサービスの手数料および会費等
 - (3) 本カードの再発行等に関する手数料
 - (4) キャッシングサービス・各種ローンの融資金ならびにキャッシングサービス手数料およびカードローンの利息
 - (5) リボルビング払い・分割払いのショッピング利用手数料
 - (6) 前各号のほか、当社がポイントの付与および第7条に定めるグローバルPLUSの集計の対象外として定めた特定の商品・サービス等に係るショッピング利用代金および特定の加盟店でのショッピング利用代金

第4条(基本ポイントの付与)

1. 会員が支払方式として1回払いまたはボーナス一括払いを指定した場合、ショッピング利用代金の支払として、約定支払日に支払うべき約定支払額(1千円未満切捨て)に対して、1千円につき1ポイントを約定支払日に本会員に付与します。
2. 会員が支払方式として2回払いを指定した場合、ショッピング利用代金の支払として、各約定支払日に支払うべき各約定支払額(1千円未満切捨て)に対して、1千円につき1ポイントを各約定支払日に本会員に付与します。
3. 会員が支払方式としてリボルビング払いまたは分割払いを指定した場合およびリボルビング払いまたは分割払い以外を指定した後に本会員がこれを当社の承認のもとにリボルビング払いまたは分割払いに変更した場合、ショッピング利用代金(ショッピング利用手数料額を除いた元金額とし、1千円未満切捨て)に対して、1千円につき1ポイントを当該ショッピング利用代金にかかる支払いが開始される最初の約定支払日に本会員に付与します。
4. 前三項により付与したポイントを、基本ポイントといいます。

- 会員が、ショッピング利用代金を取消した場合等、ポイント付与後にショッピング利用代金に増減が生じた場合には、これに応じてポイント数も増減するものとします。
- 本会員が約定支払日に当社に対する約定支払額の支払いを怠った場合、当社は一旦付与したポイントを取消すことがあります。
- 利用加盟店からの売上票到着時期による当社の本会員に対するショッピング利用代金の請求月のずれにより、ポイント付与月にずれが生じる場合や本規程に定める各種ポイント優遇制度の対象外になる場合があります。

第5条(ポイント数の通知)

- 本会員に付与したポイント数およびポイント数の残高(商品等と交換した場合はその残ポイント数をいいます。)は、会員専用 Web サービス「My Digital Connect」、ご利用明細書(ご利用明細書が送付される場合に限ります。以下同じ)で本会員に通知します。
- ショッピング利用代金の締切日(以下「締切日」といいます。)以降にポイント数の増減があった場合は、会員専用 Web サービス「My Digital Connect」または次回のご利用明細書においてポイント数を反映します。

第6条(ポイントの有効期限)

- 会員区分がプラチナ会員のポイントの有効期限は付与月より3年間(36ヶ月)とし、会員区分がプラチナ会員以外のポイントの有効期限は付与月より2年間(24ヶ月)とします。

会員区分	プラチナ会員	プラチナ会員以外
ポイント付与日	N年M月約定支払日	
ポイント有効期限	<u>N+3年</u> M月15日	<u>N+2年</u> M月15日

- 有効期限が経過したポイントは、理由のいかんを問わず失効し、商品等との交換、有効期限の復元はできないものとします。

第7条(グローバルPLUS)

- グローバルPLUSとは、本カードによる月間のショッピング利用代金に応じて、第4条に定める基本ポイントを優遇する制度で、次のとおりとします。

【プラチナ会員・ゴールド会員・プレミオ会員・ゴールドエッジ会員様】

月間のショッピング利用代金	優遇内容	適用名称
10万円以上	基本ポイントの50%分を追加付与 (小数点未満切り捨て)	PLUS50
3万円以上 10万円未満	基本ポイントの20%分を追加付与 (小数点未満切り捨て)	PLUS20

【一般会員・学生会員様】

月間のショッピング利用代金	優遇内容	適用名称
10万円以上	基本ポイントの20%分を追加付与 (小数点未満切り捨て)	PLUS20
3万円以上 10万円未満	基本ポイントの10%分を追加付与 (小数点未満切り捨て)	PLUS10

*「月間」とは原則毎月 16 日から翌月 15 日までとします。

2. 本カードによる月間のショッピング利用代金の集計は当社にて自動集計します。
3. 利用加盟店からの売上票到着時期により、その月間のショッピング利用代金に集計されない場合があります。
4. 第 10 条に定めるスペシャルポイントは、グローバル PLUS の優遇対象とはならないものとします。
5. 第 1 項により付与したポイント数は、会員専用 Web サービス「My Digital Connect」、ご利用明細書のポイント表示欄へ表示します。

第 8 条(海外加盟店利用のポイント優遇)

1. 当社は、貸与されたカードに係る国際ブランドがアメリカン・エキスプレスブランドであって、会員区分がプラチナ会員である場合の会員の本カードによる海外のアメリカン・エキスプレスの加盟店(以下「海外加盟店」といいます。)でのショッピング利用代金に対し、当該ショッピング利用代金により付与される基本ポイント数に対し、基本ポイントとは別に当該基本ポイント数に 1.0 を乗じたポイント数を優遇ポイントとして本会員へ付与します。
2. 優遇ポイントは、基本ポイントを第 4 条に定める当該約定支払日に付与した同日に、本会員へ付与します。
3. 第 1 項により付与したポイント数は、会員専用 Web サービス「My Digital Connect」、ご利用明細書のポイント表示欄へ表示します。

第9条(バースデーポイント)

1. バースデーポイントとは、本カードのうちスヌーピーカードかつ会員区分がプレミオ会員の会員に適用され、本会員の誕生月における会員のショッピング利用代金に対して、ポイントの付与を優遇する制度です。
2. バースデーポイントは、本会員の誕生月の16日から翌月15日までのショッピング利用代金に応じた基本ポイント数に対して、1.0倍のポイントとします。
3. バースデーポイントは、基本ポイントを第4条に定める約定支払日に付与した後、当該約定支払日の翌月の応答日に、当該基本ポイント数に前項記載の倍率を乗じたポイント数を優遇ポイントとして付与します。
4. グローバルPLUS適用中であっても、バースデーポイントは、グローバルPLUSとは別に付与します。
5. 第3項により付与したポイント数は、会員専用Webサービス「My Digital Connect」、ご利用明細書のポイント表示欄へ表示します。

第10条(スペシャルポイント)

1. 当社は、当社が特別企画、キャンペーン等を実施する場合、第4条に定める基本ポイント、第7条に定めるグローバルPLUS、第8条に定める海外加盟店利用の優遇ポイントおよび第9条に定めるバースデーポイントのほか特別なポイント(以下「スペシャルポイント」といいます。)を本会員に付与することがあります。
2. スペシャルポイント付与の対象となる会員、ポイント数、時期、期間等付与の条件等については、その都度当社が任意に定めるものとします。

第11条(ポイント交換)

1. 会員は、当社から付与された有効なポイントを三菱UFJニコスが提携する事業者(以下「提携事業者」といいます。)が提供する商品、サービスまたは提携事業者の運営するポイントサービスを利用する権利等(以下総称して「商品等」といいます。)と交換(以下「ポイント交換」といいます。)することができます。
2. 会員は、ポイント交換を希望する場合は、三菱UFJニコス所定の方法により三菱UFJニコスあてに申込むものとします。なお、ポイント交換の申込みを三菱UFJニコスが受付した後のキャンセル(取消)、商品等の変更、返品、お届け先の変更はできません。なお、家族会員(個人カードの場合)、カード使用者等(法人カードの場合)からのポイント交換の申

込みその他について、当社および三菱 UFJ ニコス(以下「当社ら」といいます。)は本会員に対して通知、確認等する義務を負わないものとします。

3. 原則として、当社は、三菱 UFJ ニコスが前項のポイント交換の申込みを受付した時点で、商品等の交換に必要なポイント数をポイント残高より減算するものとします。なお、ポイントの減算は、有効期限内かつ付与月の古いポイントより減算するものとします。
4. 第 2 項の申込みについてこれが正当なものと認められる場合に限り、ポイント交換した商品等が三菱 UFJ ニコスから会員に提供されるものとします。
5. 三菱 UFJ ニコスの都合により会員が指定した商品等の提供ができない場合、会員は三菱 UFJ ニコスの提供可能な他の商品等を指定するかまたはポイント交換を取止めるものとします。なお、ポイント交換を取止めた場合に当社が既にポイントを減算している場合の当該減算したポイントの本会員に対する返戻は、当社所定の時期、方法によるものとします。
6. 会員は、ポイント交換の際に個人カード、法人カード、コーポレートカード、およびカード発行会社が異なる場合のポイントを合算してのポイント交換はできないものとします。
7. 会員に商品等を提供する場合のお届け先は原則として本会員があらかじめ当社に届出した日本国内の住所地に限るものとします。
8. 長期不在、転居(転居先不明)等の理由により、三菱 UFJ ニコスが会員へ最初に商品等を発送した日から 1 年を経過しても受取りがなされない場合、当該商品等は三菱 UFJ ニコスにて廃棄処理を行い、その後、再送付しないものとします。なお、当該商品等と交換したことにより既に減算されたポイントは、返還いたしません。
9. 前項にかかわらず、賞味期限や消費期限のある食品、その他の期限または期日のある商品等について、三菱 UFJ ニコスが送付したにもかかわらず、当該期限または期日までに受取りがなされなかった場合、三菱 UFJ ニコスにて、当該期限または期日の翌日以降に、当該商品等は廃棄処理を行い、再送付しないものとします。なお、当該商品等と交換したことにより既に減算されたポイントは、返還いたしません。
10. 会員は、交換を希望するポイント数から換算した金額(以下「換算金額」といいます)を、ショッピング利用代金から差し引きするサービス(以下「キャッシュバック」といいます。)を、三菱 UFJ ニコス所定の方法により申込むことができます。キャッシュバックの提供は、原則として三菱 UFJ ニコスが申込みを受付した月の翌月以降の会員が約定支払日に支払うべき約定支払額から差し引きするものとします。
11. 前項の定めにかかわらず、キャッシュバックの提供月に、キャッシングサービス・カードローンの利用に基づく約定支払額がある場合等当社所定の条件に該当した場合、三菱 UFJ ニコスはキャッシュバックの申込みを受付した月の翌月以降の約定支払日までに換算金額を会員の支払口座への振込みとできるものとします。

第 12 条(ポイント交換の条件)

- 当社らは、会員のポイント交換にあたり、所定の審査を行い、その可否を決定するものとします。
- 前項の審査の結果、会員が本規程または会員規約を遵守していないと当社が認めた場合には、当社らは当該会員のポイント交換を拒否または留保することができるものとします。

第 13 条(ポイントの譲渡禁止)

本会員は、自己に付与されたポイントにかかる権利を第三者に譲渡等できないものとします。

第 14 条(権利の喪失)

会員が次の各号のいずれかに該当する場合、当社は本会員に付与したポイントおよびポイント交換する権利を喪失させができるものとします。

- (1) 本カードの有効期限の到来、退会、会員資格取消等本カードの会員資格を喪失した場合(但し、家族会員(個人カードの場合)の指定の撤回、カード使用者等(法人カードの場合)の代理権撤回等は除きます。)。
- (2) 当社に対する一切の債務のいずれかの履行を怠った場合。
- (3) 本規程または会員規約に違反した場合。

第 15 条(提供済商品等の扱い)

- 会員にポイント交換により提供した商品等は、当該ポイント交換の取消しおよび当該交換したポイント数を本会員に戻すことはできないものとします。
- 会員がポイント交換により提供を受けた商品等がその種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しない場合には、会員は当該商品等の提供者である提携事業者との間で解決するものとします。

第 16 条(公租公課の負担)

- 提供された商品等に課せられる公租公課は本会員の負担とします。
- 前項の公租公課に関する申告、納付等は本会員の責任において行うものとし、当社は何ら責任を負わないものとします。

第 17 条(本サービスに関する疑義等)

ポイントの有効性、ポイント数、商品等、その他の本サービスに関して生じる疑義は、当社の決するところによるものとします。

第18条(本サービスの終了、中止、変更等)

- 当社らは、いつでも本サービスを終了、中止または内容を変更することができるものとし、本会員はあらかじめその旨を承認するものとします。この場合、当社は終了、中止または変更する旨を、当社ウェブサイト上にて告知するか、またはその旨を本会員に通知するものとし、本サービスは、当該告知または通知にて指定する期日をもって、終了、中止または変更されるものとします。
- 当社の責めに帰すべき事由により生じた場合を除き、本サービスの終了、中止または変更により会員に生じた損害については、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 本サービスの内容は、日本国の法令等のもとに規制されることがあります。

第19条(本規程の変更)

当社は、以下の各号のいずれかの事由に対応するためその他の必要があるときには、民法に定めるところに従い、あらかじめ、本規程を変更する旨、変更内容およびその効力発生時期を、当社ウェブサイトに公表する方法その他の相当な方法によって本会員に周知することにより、本規程を変更することができるものとします。

- 社会情勢または経済状況の変動
- 法令、自主規制機関の規則または国際ブランドのルールの変更
- 当社の業務またはシステムの変更

(2025年12月9日改定)

2024年6月28日改定

JR東海エクスプレス予約サービス特約（プラスEX会員）

第1条（適用範囲）

本特約は、三菱UFJニコス株式会社または三菱UFJニコス株式会社が指定するカード会社（以下、「当社」という。）が発行するクレジットカード（以下、「指定カード」という。）を東海旅客鉄道株式会社（以下、「JR東海」という。）が提供する「JR東海エクスプレス予約サービス」（以下、「本サービス」という。）の決済用クレジットカードとして登録することを受け付け、また、本サービスの入会申込または退会申し出を受け付けること（以下、「本受付」という。）等について定めるものです。

本特約に定めのない事項は、指定カードごとに当社が定める会員規約（以下、「指定カード会員規約」という。）その他、各種の規定・特約によるものとします。

第2条（入会）

本サービスへの入会を希望する指定カードの会員は、当社所定のWEBサイトにログインのうえ、申込画面から、本特約（本特約に付帯する規約・特約等がある場合は、それら全てを含む。以下、同じ。）への同意および本サービスの決済に用いる指定カードの登録を行ったうえで、申し込みを行うものとし、JR東海および当社の承諾を受けることで、本サービスの会員（以下、「本サービス会員」という。）としての資格を有することとなり、第3条に定める年会費は、この時点から発生します。本サービス会員には、JR東海より、本サービスにおける新幹線乗車用のICカードであるプラスEXカードを発行・貸与します。

（※）本サービスの決済用クレジットカードとして登録するクレジットカードが、JR東海が別に提供する「スマートEXサービス」で登録されており、かつ予約や購入申込がある場合は、その期間内は本サービス会員として登録されません。（予約や購入申込がなくなった時点で登録されます。）

第3条（年会費等）

本サービス会員は、JR東海が別に定める本サービスの年会費（これに課税される消費税等の公租公課を含む。以下、同じ。）を、第2条において登録した指定カードによる決済でJR東海に支払うものとします。なお、本サービス会員は、年会費を含む本サービスの内容等についてはJR東海が決定することを了承し、本サービスの内容等にかかる紛議がある場合、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、本サービス会員とJR東海との間でこれを解決するものとします。

第4条（サービスの利用開始）

本サービス会員は、本サービスの利用を開始する前に、JR東海が定める「JR東海エクス

「プレス予約サービス会員規約（プラス EX 会員用）」および付帯する特約等に同意のうえ、JR 東海所定のサービス利用開始手続きを行うものとします。

第 5 条（退会）

1. 本サービスの退会を希望する本サービス会員は、当社まで申し出るものとし、当該情報がJR 東海に通知されることをもって退会手続きが完了するものとします。
なお、当該手続きの完了以降、第 3 条に定める年会費は発生しないものとします。
2. 本サービスの退会後であっても、本サービス会員が退会以前に行った本サービスの予約や購入申込にかかる債権・債務関係は、履行が完了するまで継続するものとします。

第 6 条（本受付の一時停止・中止）

当社は、次のいずれかに該当する場合、事前通知がない場合でも、本受付を一時停止または中止することがあります。

- (1) システム保守その他本サービス運営上の必要がある場合
- (2) 天災、停電その他本サービスを継続することが困難になった場合
- (3) その他当社が必要と判断した場合

第 7 条（特約の変更）

当社は、民法に定めるところに従い、本特約を変更する旨、変更内容およびその効力発生時期を、当社 WEB サイトに公表する方法その他の相当な方法によって本サービス会員に周知することにより、本特約を変更することができるものとします。

「JR 東海エクスプレス予約サービス（プラス EX 会員）」における個人情報の取扱い

第 1 条（個人情報の提供等に関する同意）

1. 三菱 UFJ ニコス株式会社または三菱 UFJ ニコス株式会社が指定するカード会社（以下、「当社」という。）が発行するクレジットカード（以下、「指定カード」という。）を東海旅客鉄道株式会社（以下、「JR 東海」という。）が提供する「JR 東海エクスプレス予約サービス」（以下、「本サービス」という。）の決済用クレジットカードとして登録し、本サービスの入会を申し込む方（以下、「本サービス会員」という。）は、当社が以下に示す利用目的のため、当社の定める指定カード会員規約に基づき保有している会員の個人情報を、必要な保護措置を講じたうえで次の通り JR 東海に提供し同社が利用することに同意します。
2. JR 東海は、本規定に反する個人情報の取扱い防止と本サービス会員のプライバシー保護に十分配慮するとともに、正確性・機密性の維持に努めるべく個人情報を厳重に管理するものとします。

第2条（個人情報の提供・利用）

当社が提供する個人情報の提供内容、提供先、利用目的は以下の通りです。

【提供内容】

- ・氏名、生年月日、性別、住所、電話番号等およびこれら全ての変更情報
- ・カード番号、カード有効期限等、本サービスにおける取引のために利用するクレジットカード情報
- ・カードの会員番号が無効となった事実。ただし無効となった理由は除く。
- ・カードの会員資格を喪失した事実。ただし喪失となった理由は除く。

【提供先】

〒108-8204 東京都港区港南 2-1-85 JR 東海品川ビル A 棟
東海旅客鉄道株式会社 TEL： 0120-417-419 (エクスプレス予約カスタマーセンター)

【利用目的】

- ・JR 東海が別に定めるプラス EX カードの送付等、本サービス提供のため
- ・JR 東海と本サービス会員との乗車券類・旅行関連等の商品及び関連するサービス等の取引のため
- ・JR 東海の営業案内として、宣伝物・印刷物を郵送・インターネット等の手段により送付するため
- ・JR 東海の販売状況分析、商品開発のため
- ・JR 東海から本サービス会員に対する必要な連絡のため

第3条（個人情報の取扱いに関する不同意）

当社は、本サービス会員が本取扱いの全部または一部に同意できない場合、申込の受付をお断りすることや、JR 東海に対し本サービス会員としての資格を取り消すよう通知することがあります。

ただし、第2条に定める利用目的のうち、営業案内等の送付およびJR 東海の商品開発の利用目的について、本サービス会員が当社に中止を申し出た場合はこの限りではありません。

2025年12月9日改定

Apple Pay モバイルペイメント特約

第1章 総則

第1条(目的等)

- 本特約は、三菱UFJニコス株式会社または三菱UFJニコス株式会社が指定する提携金融機関もしくは三菱UFJニコスフランチャイズ(以下、併せて「当社」といいます。)から所定の会員規約および各特約(以下、「会員規約」と「各特約」を総称して「会員規約等」といいます。)に基づきカード(ただし、当社が認めるカードに限られます。)の貸与を受けた会員に対して当社が提供する、Apple社が別途指定する機種のモバイル端末(以下、「指定モバイル端末」といいます。)を使用する方法により、Apple Payにてカード情報によるショッピングの利用を行うことを可能とするモバイルペイメントサービス(以下、「本サービス」といいます。)の利用方法、その他の事項について定めるものです(以下、本サービスにかかる会員と当社との間の本特約に基づく契約関係を「本契約」といいます。)。
- 本特約に定めのない事項については、会員規約等が適用されるものとします。本特約と会員規約等が矛盾抵触する場合には、本特約が優先的に適用されるものとします。
- 会員は、本特約に同意の上、本サービスの提供を受けるものとします。
- 本サービスに関する事項については、本特約のほか、Apple社とApple Pay利用者との間のApple Payにかかる契約に適用される、Apple社の定める利用規約およびプライバシーポリシーその他の規約(以下、「Apple社約款等」といいます。)が適用されます。

第2条(用語の定義)

本特約におけるそれぞれの用語の意味は、次のとおりです。本特約において特に定めのない用語については、会員規約等と同様の意味を有します。

- 「カード等利用代金等」とは、カードにより決済したショッピング利用代金およびカードによるキャッシングサービスまたはカードローンを利用して貸付けを受けた元金ならびにこれらに係るショッピング利用手数料、キャッシングサービス手数料その他手数料および利息を総称しています。
- 「指定カード」とは、Apple Pay 利用者が本件モバイル端末を用いて本サービスを利用した場合に、ショッピング利用代金を支払うため指定したカードをいいます。
- 「トーケン番号」とは、Apple Pay 利用者が本件モバイル端末を使用して指定カードによるショッピング利用を行う場合にのみ使用することが可能な番号であって、指定カードごとに、かつ本件モバイル端末ごとに Apple Pay 利用者に発行される番号をいいます。なお、Apple Pay 利用者が同一の指定カードを用いて Apple Pay を利用する場合であっても、Apple Pay 利用者が本契約を新たに締結する都度、また新たな本件モバイル端末を用いる都度、異なるトーケン番号が発行されます。
- 「本件アプリケーション」とは、本件モバイル端末上で起動し、Apple Pay 利用者が本サービスの提供を受けるために必要な、Apple 社が Apple Pay 利用者に提供する Apple Pay のためのアプリケーションをいいます。
- 「本件モバイル端末」とは、Apple Pay 利用者が本サービスの提供を受けるために使用する指定モバイル端末をいいます。
- 「Apple Pay 利用者」とは、会員のうち、本契約に基づき、本サービスの提供を受ける者をいいます。
- 「Apple 社」とは、Apple Pay 利用者に対して、Apple Pay を含む、指定モバイル端末にかかるサービスを提供する主体である Apple Japan 合同会社をいいます。
- 「Apple Pay」とは、Apple 社と Apple Pay 利用者との間の契約に基づき、同社が Apple Pay 利用者に提供する、本件モバイル端末を非接触式決済を行うためのデバイスとして用いることを可能とするサービスをいいます。
- 「Mastercard コンタクトレス」とは、Mastercard(R)(以下、「Mastercard」といいます。)が提携するカード発行会社と共に運営する IC チップを用いた非接触式決済システムのサービス名称をいいます。
- 「Mastercard コンタクトレス加盟店」とは、Mastercard コンタクトレスを決済方法として選択できる加盟店をいいます。
- 「QUICPay」とは、株式会社ジェーシービー(以下、「JCB」といいます。)が単独または提携するカード発行会社と共に運営する IC チップを用いた非接触式決済システムのサービス名称をいいます。
- 「QUICPay 加盟店」とは、QUICPay を決済方法として選択できる加盟店をいいます。

13. 「QUICPay+」とは、QUICPay を基礎として、その機能を拡張した決済システムで、『QUICPay+』の名称が付されたものをいいます。
14. 「QUICPay+加盟店」とは、QUICPay 加盟店のうち、QUICPay+を決済方法として選択できる、JCB 所定の標識を表示している加盟店をいいます。

第3条(契約手続等)

1. 本契約は、当社の指定する種別のカードの会員が、本特約に同意の上、本サービスの提供を受けるために用いようとする指定モバイル端末を介して、Apple 社および当社所定の方法により、本契約の申し込みおよび指定モバイル端末への指定カードの登録申し込みを行い、これを受け、当社が所定の本人確認等を行い、当該申し込みを承認した場合に、成立します。本契約の成立は、指定モバイル端末を通じて、Apple Pay 利用者たる会員に通知されます。また、当該通知を会員が受領し、指定モバイル端末に指定カードの登録が完了することにより、当該指定モバイル端末が本件モバイル端末になるものとします。
2. 前項に定める当社の指定する種別のカードは、当社が別途定めるところによるものとします。
3. 会員は、第1項に基づく本契約の申し込みにあたり、QUICPay+の利用申し込みを行い、当社との間で QUICPay+の利用にかかる契約を締結することとします。ただし、Apple Pay の利用申し込みを行う指定モバイル端末が、QUICPay+を利用しての本サービスに対応できない機種である場合には、本項を含む本特約の QUICPay+に関する規定は適用されません。
4. 前項の QUICPay+の利用にかかる契約に基づく QUICPay+の利用は、指定モバイル端末のうち QUICPay+を利用しての本サービスに対応している機種でのみ可能とし、当該利用は、本特約に定める条件に従ってなされるものとし、QUICPay+を加盟店で利用した場合は、当該利用金額相当額の指定カードによるショッピング利用を行ったものとみなされます。
5. 第3項の QUICPay+の利用にかかる契約は、本契約の解約、中止または終了と同時に、当然に終了するものとします。
6. 家族会員は、本会員(「本会員」、「本人会員」)の名称を問わず、会員規約等に基づき、家族カードを含む指定カードのカード等利用代金等にかかる債務を負担する会員を指します。以下、「本会員」といいます。)のカードに付帯するサービスの範囲内で、本契約の申し込みおよび本サービスの利用ができるものとし、家族会員が家族カードを指定カードと

して本契約を申し込む場合には、家族会員は、あらかじめ本会員の同意を取得の上、本契約を申し込むものとします。

第4条(商標その他の知的財産権について)

本件アプリケーションに関する知的財産権は、Apple 社または当社もしくは当社に当該知的財産権を許諾している第三者に帰属し、QUICPay または QUICPay+の決済システムに関する商標その他の知的財産権は、JCB または JCB に当該知的財産権の使用を許諾している第三者に帰属します。その他、本サービスに関する知的財産権は、関係する事業者に帰属します。Apple Pay 利用者は、本件アプリケーション、QUICPay または QUICPay+の決済システムおよび本サービスに関する知的財産権を侵害しないものとします。

第5条(トークン番号)

1. 当社は、本契約が成立した場合、Apple Pay 利用者に対して、トークン番号を発行します。この場合、本件モバイル端末には、Apple 社所定の仕様に基づき、トークン番号の一部の数字が表示されます。
2. Apple Pay 利用者が本件モバイル端末を使用して指定カードによるショッピング利用を行う場合、本件モバイル端末から加盟店に対して、さらに加盟店から当社に対してトークン番号が通信されることにより、Apple Pay 利用者が指定カードによる決済を選択してショッピング利用を行ったことが特定されます。
3. Apple Pay 利用者は、トークン番号を本契約の目的のためにのみ使用することができるものとし、善良なる管理者の注意をもってトークン番号を管理しなければなりません。Apple Pay 利用者は、本サービスおよびトークン番号を第三者に開示、提供し、または第三者に利用させてはなりません。

第6条(付帯サービス)

1. Apple Pay 利用者が本サービスを利用する場合、会員が会員規約等に基づき提供を受ける付帯サービス(以下、「付帯サービス」といいます。)の一部について、サービスの提供を受けることができない場合があります。
2. 当社、JCB または付帯サービスの提供会社が必要と認めた場合には、当社、JCB または付帯サービスの提供会社は、付帯サービスおよびその内容を変更することができます。

第 7 条(本件モバイル端末の管理)

1. Apple Pay 利用者は、本件モバイル端末を善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
2. Apple Pay 利用者は、本件モバイル端末を第三者(指定モバイル端末の売買を行う事業者や保守サービス等を提供する事業者を含みますが、これに限られません。)に譲渡、貸与もしくは預託してはならず、また本件モバイル端末を廃棄してはなりません。Apple Pay 利用者がこれらの行為をしようとする場合には、必ず、事前に本契約の解約を行うことにより、本件アプリケーションから指定カードの登録を抹消するものとします。
3. Apple Pay 利用者が第三者と共同で本件モバイル端末を使用することは禁止します。仮に、本件モバイル端末を第三者と共同で使用した場合、Apple Pay 利用者は、第三者が本件モバイル端末を使用することにより生じる一切の損害等に関する責任を負担するものとします。
4. Apple Pay 利用者は、本件モバイル端末内に搭載された非接触 IC チップ、本件アプリケーションおよび本サービスの利用のために本件モバイル端末内に格納された情報につき、偽造、変造、複製、分解、解析、編集もしくは転載を行わないものとします。
5. Apple Pay 利用者は、Apple Pay 利用者が前各項に定める事項を遵守しなかったことにより、第三者が本サービスを利用した場合には、当該第三者による利用は、Apple Pay 利用者本人によるものとみなされることを承諾します。

第 8 条(パスコード等の管理)

1. 本サービスの利用にあたっては、本特約に別段の定めがある場合を除き、本件モバイル端末を所持する者が Apple Pay を利用しようとする都度、Apple Pay 利用者が本件モバイル端末に事前に登録したパスコード(以下、「本パスコード」といいます。)を入力する方法による本人認証(以下、「パスコード認証」といいます。)を行う必要があります。
2. Apple Pay 利用者は、本パスコードを第三者に知られることがないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、また、本件モバイル端末の利用にあたっては本パスコードを盗み見されないよう注意するものとします。Apple Pay 利用者は、パスコード認証が行われた場合における本サービスの利用は、Apple Pay 利用者本人によるものとみなされることを承諾します。また、Apple Pay 利用者は、第三者に容易に推測されるような記号・番号(氏名、生年月日、電話番号等)を本パスコードとして登録してはならないものとします。

3. 第1項にかかわらず、Apple Pay 利用者が、本件モバイル端末の本人認証方法として、生体認証機能の利用登録をしている場合には、Apple Pay 利用者は、当該生体認証情報を照合する方法による本人認証(以下、「生体認証」といい、パスコード認証と総称して「モバイル端末認証」といいます。)を行うことによって、パスコード認証に代えることができます。生体認証は利便性のある認証方法である反面、利用者本人の意思に基づかず、第三者によって悪用されるおそれも伴う認証方法ですので、Apple Pay 利用者は、この点も考慮のうえ、Apple Pay 利用者自身の責任と判断の下、生体認証を利用するか否かを選択するものとします。
4. Apple Pay 利用者は、自らの生体認証情報を本件モバイル端末の生体認証機能に登録しないものとし、生体認証が行われた場合における本サービスの利用は、Apple Pay 利用者本人によるものとみなされることを承諾します。
5. Apple Pay 利用者が本サービスを利用する場合、会員規約等に基づく暗証番号・クレジットカード本人認証サービスによる本人認証は、原則として行われません。ただし、加盟店により、これと異なる取扱いがなされる場合があります。

第2章 個人情報の取扱い

第9条(個人情報の収集、保有、利用)

1. Apple Pay 利用者および本契約を申し込まれた方(以下、総称して「Apple Pay 利用者等」といいます。)は、当社が、(1)本契約の締結にかかる承諾可否の判断、(2)本契約締結後の管理、(3)Apple Pay 利用者に対する本サービスの提供、(4)本サービスの不正利用の防止のために、Apple 社から以下に掲げる個人情報の提供を受け、利用することに同意します。
 - ①Apple Pay 利用者等の氏名、住所、電話番号、使用言語等、Apple Pay 利用者等が Apple 社に登録した事項
 - ②Apple Pay 利用者等の Apple 社のサービス(iTunes および App Store 等)の利用状況(ただし、個別の利用明細を除きます。)および本サービスの利用状況
 - ③本サービスの提供を受けるために Apple Pay 利用者等が使用する指定モバイル端末の識別番号、端末の種別その他の指定モバイル端末に関する情報
 - ④Apple Pay 利用者等が本契約の申し込みを行うにあたって指定モバイル端末に入力した内容および入力方法等
 - ⑤本契約の締結にかかる承諾可否判断の参考となる情報

2. Apple Pay 利用者は、当社が Apple 社に対して、(1) Apple 社における本契約締結後の管理や本サービスに関する Apple Pay サービスの提供、(2) Apple 社から Apple Pay 利用者に対する本サービスに関するカスタマーサポートの提供のために、Apple Pay 利用者の会員番号、トークン番号、本契約の有効期間、本サービスの利用履歴および本件モバイル端末を用いた第三者による本サービスの悪用に関する情報を提供する場合があることに同意します。
3. Apple Pay の利用にあたり、Apple 社または Apple Pay に関するサービスを提供する者が、Apple 社約款等または当該サービス提供者の約款等に基づき、Apple Pay 利用者の Apple Pay の利用に関する情報を取得する場合には、当該約款等が適用されるものとし、当社は、これについて一切の責任を負いません。
4. Apple Pay 利用者等は、当社が本契約に基づく業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、当社が取得した Apple Pay 利用者等の個人情報を当該業務委託先に預託することに同意します。

第 10 条(契約不成立時および契約終了後の個人情報の利用)

Apple Pay 利用者等は、本契約が成立しなかった場合であっても、または本契約が終了した後であっても、当社が前条の定めに従い個人情報の保有および利用を行うことに同意するものとします。

第 3 章 モバイルペイメントサービス

第 11 条(ショッピング利用)

1. Apple Pay 利用者は、以下に掲げる加盟店において、本サービスを利用することができます。これらの加盟店には、原則として、Mastercard、QUICPay+ または Apple 社所定の本サービスが利用できるマークが表示されますが、当該表示のない店舗であっても、本サービスを利用できる場合があり、また、Apple 社所定のマークが表示されている店舗であったとしても、本サービスを利用できない場合があります。
 - (1) QUICPay 加盟店
 - (2) QUICPay+ 加盟店
 - (3) Mastercard コンタクトレス加盟店のうち、Apple Pay を利用できる加盟店

- (4) インターネット等による非対面取引を行う指定カードの加盟店のうち、Apple Pay を利用できる加盟店(ただし、一部の加盟店において本サービスを利用できない場合があります。)
2. 前項にかかわらず、Apple Pay 利用者が本件モバイル端末として使用する指定モバイル端末の種類その他の条件によっては、前項各号の加盟店の一部において本サービスを利用できない場合、または、取り扱う金額が制限される場合があります。
 3. Apple Pay 利用者は、会員規約等の定めにかかわらず、加盟店の店頭における取引であるか、インターネット等による非対面取引であるかを問わず、モバイル端末認証を行い、かつ Apple 社所定の手続を行うことにより、本サービスを利用することができます。ただし、加盟店によっては、会員規約等に基づき、署名または指定カードの暗証番号の入力を求められる場合があります。
 4. 前項にかかわらず、当社が特に認めた場合には、Apple Pay 利用者が加盟店と事前に合意することにより、当該加盟店に対して継続的に発生する債務について、都度モバイル端末認証を行うことなく、本サービスにより決済することができる場合があります。
 5. Apple Pay 利用者が、本条に基づき、加盟店において、本件モバイル端末を使用して本サービスを利用した場合、Apple Pay 利用者は、指定カードによりショッピング利用をしたものとみなされ、指定カード(第 3 条第 6 項に基づき家族会員によって登録されたものを含みます。)の本会員は、指定カードのその他のカード等利用代金等と併せて、会員規約等に基づき、当社に対して支払いを行うものとします。
 6. 会員規約等の定めに基づき、Apple Pay 利用者に対してショッピング利用の制限が課されている場合には、当該 Apple Pay 利用者は、本サービスを利用することができません。

第 12 条(利用可能な金額)

1. Apple Pay 利用者は、指定カードの利用が認められた金額の範囲内でのみ、本サービスを利用することができます。
2. 前項にかかわらず、QUICPay+加盟店を除く QUICPay 加盟店においては、1 回当たりの利用上限額は、2 万円(ただし、当該加盟店が別途定める場合は、当該加盟店が別途定める金額)となります。

第 13 条(支払方式)

QUICPay+加盟店を含む QUICPay 加盟店においては、会員規約等の定めにかかわらず、Apple Pay 利用者が加盟店の店頭において指定できるショッピング利用代金の支払方式は 1 回払いの

みとなります。ただし、Apple Pay 利用者は、会員規約等の定めに従い、支払方式を変更することができる場合があります。

第 4 章 その他

第 14 条(本件モバイル端末の紛失・盗難)

1. 本件モバイル端末の紛失または盗難により、第三者による当該本件モバイル端末を用いた本サービスの利用がなされた場合であっても、当該利用にかかるカード等利用代金等相当額は、本会員の負担とします。ただし、Apple Pay 利用者に故意または、過失がない場合は、このかぎりではありません。
2. Apple Pay 利用者は、本件モバイル端末の紛失または盗難の可能性を認識した場合その他第三者による本サービスの利用のおそれがあると判断した場合(当該可能性またはおそれを合理的に推測しうる事情を認識した場合を含みます。)には、直ちに、以下の各号に掲げるすべての措置をとるものとします。
 - (1) 当社および所轄の警察署に対する当該紛失または盗難の届出
 - (2) Apple 社所定の方法による遠隔操作での Apple Pay の機能停止措置の実施
3. Apple Pay 利用者は、本件モバイル端末の紛失または盗難の有無にかかわらず、指定カードの紛失、盗難に気づいた場合、または指定カードのカード情報の第三者による利用のおそれがあることを認知した場合は、会員規約等に従った手続をとるとともに、当社に対し、当社所定の方法により当該カードまたはカード情報が本サービスの指定カードである旨の届出も行うものとします。

第 15 条(サービスの一時停止・終了等)

1. 本サービスは、本サービスを提供するために必要なシステム(以下、「本決済システム」といいます。)の定期的な保守点検および更新を行うために、一時停止されることがあります。
2. 前項に加え、以下のいずれかに該当する場合、Apple Pay 利用者に対する事前の通知または公表なく、本サービスを一時停止または終了することがあります。
 - (1) 本決済システムの保守点検または更新を緊急に行う必要がある場合
 - (2) 火災、天災、停電その他の不可抗力により、本サービスの提供を継続することが困難な場合

- (3) 本決済システムその他本サービスの提供に関するシステム等の障害等により、セキュリティ上、当社が本サービスを一時停止または終了する必要があると合理的に判断した場合
 - (4) 前各号のほか、当社が本サービスを一時停止または終了する必要があると合理的に判断した場合
3. Apple 社は、Apple 社約款等に基づく場合、Apple Pay 利用者から本件モバイル端末の紛失等の届出があった場合、Apple Pay 利用者からの要請があった場合、または本件モバイル端末の返還若しくは交換がなされる場合には、指定カードについて、利用の停止または本件モバイル端末への登録の削除をすることがあります。
 4. 当社は、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、当社が必要と認めた場合には、Apple Pay 利用者に当社が指定する書面の提出および申告を求めることができるものとし、また同法に関する制度の整備が十分に認められていない国または地域においては、本サービスの利用を制限することがあります。
 5. 前四項に定める場合のほか、Apple 社は、自らの判断により Apple Pay にかかるサービスの提供を停止、終了または同サービスの内容を変更する場合があり、この場合には、当社は、本サービスを停止、終了または変更することがあります。

第 16 条(免責)

1. 当社は、以下の事由により、Apple Pay 利用者が本サービスを利用できない場合であっても、一切の責任を負いません。
 - (1) 本件モバイル端末(これと一体となり、または記録されている IC チップ、各種アプリケーション、データ等を含みます。以下、本条において同じ。)もしくは本件アプリケーションの不具合もしくは故障、または通信事業者の提供するサービスの不具合
 - (2) 本件モバイル端末の電池切れ
 - (3) Apple 社による Apple Pay にかかるサービス提供の停止もしくは終了、またはその他 Apple 社の事情
 - (4) 前条に基づく本サービスの一時停止または終了
2. 当社は、Apple Pay 利用者が本サービスを利用したことにより、本件モバイル端末の通話機能、インターネット通信機能もしくはその他の機能、または本件モバイル端末に保存された各種データ等に何らかの悪影響が及び、Apple Pay 利用者に損害が発生した場合であっても、当該損害の発生が当社の故意または過失により生じた場合でない限り、一切の責任を負いません。また、当社が責任を負う場合であっても、当社の故意または重過失による場合を除き、当社の賠償範囲は、現実に発生した通常生じうる損害の範囲に限

られ、間接損害、逸失利益に係る損害および特別な事情から生じた損害(当社またはApple Pay 利用者が損害発生につき予見し、または予見し得た場合を含みます。)は含まれないものとします。

3. 当社は、第1項に定めるほか、Apple 社、通信事業者等その他の第三者がApple Pay に関連して提供する商品、サービスの機能、内容について、一切の保証をせず、責任を負いません。

第17条(契約期間)

1. 本契約の有効期間は、本契約の成立日から、その5年後の応当日の属する月の末日までとします。ただし、Apple Pay 利用者が当該期間満了後も本サービスの利用を希望する場合には、当社所定の方法に従って手続を行うことにより、本特約に基づく本サービスの利用を継続することができます。また、当社が認めた場合には、本契約の期間が自動的に更新され、本サービスの利用が継続できる場合があります。
2. 本契約の有効期間中であっても、指定カードの有効期限が更新されなかった場合、指定カードについての会員資格を喪失した場合等、指定カードを利用することができなくなった場合には、Apple Pay 利用者は、当該指定カードにかかる本契約に基づく本サービスを利用することはできません。

第18条(中途解約・解除等)

1. Apple Pay 利用者は、本契約の有効期間中であっても、本件アプリケーションにおいて、Apple 社所定の手続を行うことにより、いつでも本契約を解約することができます。この場合、指定カードの本件モバイル端末への登録は抹消されます。
2. 当社は、本契約の有効期間中であっても、1ヶ月前までにApple Pay 利用者に対して通知することにより、本契約を解約することができます。
3. 当社は、Apple Pay 利用者が本特約に違反し、相当期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、相当期間経過後も是正がなされない場合には、Apple Pay 利用者に対して再度の催告を要することなく、本契約を解除できます。
4. 以下の(1)から(6)のいずれかに該当する場合には、当社はApple Pay 利用者に通知することにより、直ちに本契約を解除できます。
 - (1) 指定カード、指定カードのカード情報または本件モバイル端末を第三者が悪用した可能性があると当社が判断したとき
 - (2) Apple Pay 利用者が当社に対して、指定カードのカード情報が漏洩した旨を通知したとき

- (3) Apple Pay 利用者が当社に対して、本件モバイル端末を紛失、または盗難にあつた旨を通知したとき
 - (4) Apple Pay 利用者が本特約に違反し、当該違反が重大な違反に当たるとき
 - (5) Apple Pay 利用者の信用状態に重大な変化が生じたとき
 - (6) Apple Pay 利用者による本サービスの利用状況が適当でないと当社が判断したとき
5. 以下の(1)または(2)のいずれかに該当する場合には、当社からの催告および通知を要せず、本契約は、当然に終了します。
- (1) Apple Pay 利用者が指定カードを退会したとき、または指定カードの会員資格を喪失したとき
 - (2) Apple Pay 利用者が家族会員である場合において、指定カードにかかる本会員が当該本会員に当社が貸与したカードにつき退会または会員資格を喪失したとき
 - (3) Apple 社と Apple Pay 利用者との間の Apple Pay にかかる契約が終了したとき
6. 前条または本条により、本契約が終了した場合においても、本会員は、Apple Pay 利用者による本サービスの利用に関して生じたカード等利用代金等について、本特約の定めに従い、支払義務を負うものとします。

第 19 条(本契約終了後の取扱い)

第 17 条および第 18 条に基づき本契約が終了した場合または理由のいかんを問わず本サービスが終了した場合であっても、Apple Pay 利用者が会員規約等に基づき、有効に指定カードを保有する場合には、Apple Pay 利用者は、当該カードを会員規約等に基づき利用することができるものとします。

第 20 条(サービスの変更、一時停止または終了について)

1. Apple 社、JCB その他 Apple Pay に関するサービスの提供会社の事情により、本サービスは、内容の変更、一時停止または終了をすることがあります。
2. 当社は、前項により、Apple Pay 利用者または第三者に発生した一切の損害、不利益について一切責任を負いません。

第 21 条(本特約の改定)

本特約の変更については、当社所定の会員規約等に定める規約の変更にかかる規定を準用するものとします。

三菱 UFJ ニコス株式会社が指定する提携金融機関および三菱 UFJ ニコスフランチャイズ

[提携金融機関]

株式会社千葉銀行
株式会社広島銀行
株式会社常陽銀行
株式会社静岡銀行
株式会社北洋銀行
株式会社京都銀行
株式会社八十二銀行
株式会社百五銀行
株式会社岩手銀行
株式会社伊予銀行
株式会社滋賀銀行
株式会社足利銀行
株式会社百十四銀行

[三菱 UFJ ニコスフランチャイズ]

株式会社愛銀ディーシーカード
あおぎんカードサービス株式会社
株式会社池田泉州DC
株式会社いわぎんディーシーカード
株式会社OKBペイメントプラット
九州カード株式会社
株式会社紀陽カードディーシー
京都クレジットサービス株式会社
株式会社札幌北洋カード
株式会社滋賀ディーシーカード

静銀カード株式会社清水リース＆カード株式会社
株式会社十六カード
たいこうカード株式会社第四ディーシーカード株式会社
株式会社大東クレジットサービスちばぎんカード株式会社
株式会社中京カード
東京海上日動ファイナンス株式会社
東和カード株式会社
株式会社とちぎんカード・サービス
富山ファースト・ディーシー株式会社
株式会社名古屋エム・シーカード
南都ディーシーカード株式会社
株式会社八十二カード
株式会社百五カード
ひろぎんクレジットサービス株式会社
フィデアカード株式会社 秋田営業部
株式会社福井カード
みちのくカード株式会社
株式会社めぶきカード
株式会社やまぎんカード
やまぎんカードサービス株式会社
山梨中銀ディーシーカード株式会社
株式会社りゅうぎんディーシー
菱信ディーシーカード株式会社